

～売却代金927万円を市税に充当～ 不動産公売で2件落札

◎公売実施の推移(平成21～27年度)

実施年度	実施件数	落札件数	売却金額(円)
21	5	2	7,590,010
22	4	0	0
23	4	0	0
24	10	0	0
25	7	1	8,893,000
26	5	0	0
27	12	2	9,270,000

平成27年11月18日に群馬県と群馬県西部管内の市町村が、高崎市役所で不動産の合同公売を実施しました。

本市では、土地付建物2件、土地10件の計12件の不動産について公売を実施しました。

このうち土地の2件に対して入札があり、同月25日に売却決定をしました。売却決定金額の総額は927万円で、この売却金額は滞納市税に充当しました。

公売は、市税滞納により差し押さえた財産を市が売却し、滞納市税などに充てる手続です。

今後も、税負担の公平と市税の徴収を図るため、納税がない場合は財産を差し押さえ、その財産の公売を積極的に進めていきます。

公売はどなたでも(一部例外あり)参加できます。公売実施の際はぜひご検討ください。

～3月末をもって通常の納期限は全て到来します～ 市税などの納め忘れはありませんか

税は、私たちが安心して健康な暮らしをするための原資(もと)となるものです。福祉や医療・健康対策、ごみ処理、教育、道路整備など、さまざまな事業を進めるうえで、欠くことのできない財源です。本市においては、大多数の皆さんが納期限内に納付していただきます。税を納めない人がいると、市の財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたすことになるうえ、納期限内に納付している人との公平性を欠くこととなります。市税の納め忘れがないよう、皆さんのご協力をお願いします。

市税は納期限内納付が原則です

市税などの、平成27年度通常納期限は、3月末をもって全て到来します。納付は納期限内の自主納付が原則です。納期限を過ぎた場合は、督促状の発送など多額の経費がかかります。その経費も市税で負担することになります。また、延滞金が発生する場合があります。今後とも納期限内納付にご協力ください。

納付・相談に応じない人には滞納処分により強制的に徴収します

滞納処分とは、市が滞納者の財産を差し押えることです。私債権とは異なり、税を滞納している場合、市は裁判所に訴える必要なく差押えが

できます。

なお、市税に滞納がある人は、確定申告をしたことにより所得税が還付になる場合、差押えの手続を行ったうえで、全て市税に充当します。市税を分割納付している人も全て差押えの対象となります。

◎滞納処分の状況(平成27年度)
平成27年12月31日現在

区分	件数
預貯金	700
給与・年金	33
生命保険	27
国税還付金	45
売掛金・賃料ほか	9
不動産	29
計	843
換価による税収	35,672,948円

納税が困難な人は、一人で悩まず放置せず、早めに相談を

災害や盗難、本人や家族の病気の事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情や、多重債務などにより市税の納期ごとの納付が困難な場合は、一人で悩まず、放置せずに、早めにご相談ください。

一括納付が難しい場合には、分割納付に応じることもできます。まずは、納付できない理由をお聞かせください。

●夜間納税相談窓口

市役所開庁時間に納税相談ができない人のために、次の開設日(納期

限日)には夜間窓口を開設しています。

場所	時間	開設日
困収納課	午後8時まで	3月31日(木)

市税の口座振替納付済通知書の廃止のお知らせ

毎年、年度末に送付されている市税の「口座振替納付済通知書」を経費削減および省資源化の観点から、昨年度から廃止しています。振替済の結果は、預貯金通帳への記帳によりご確認をお願いいたします。

なお、継続検査(車検)が必要な車両の軽自動車税については、これまでどおり送付いたします。ご理解、ご協力をお願いいたします。

廃止する税目	市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税(継続検査の必要のない軽自動車)
廃止しない税目	軽自動車税(継続検査の必要な軽自動車)

問合せ▶困収納課収納整理係(☎内線1084)

☎=本庁舎 ☏=松井田庁舎 ☒=谷津庁舎 ☒=碓氷川クリーンセンター ☒=スポーツセンター